資料２－１

北九州市都市計画マスタープラン改定版（素案）［事務局原案］　概要版

（第１部～第４部）

平成２９年５月

建築都市局

北九州市都市計画マスタープランの基本的事項

●都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法（第１８条の２）に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。長期的な観点（概ね２０年先）から、本市にふさわしいまちづくりの方向を示すもの

●都市計画マスタープランの役割

◆都市の将来像とまちづくりの指針。
◆市民や行政の地域ごとのまちづくりを進めていくための指針
◆様々な取り組みと連携し効果的なまちづくりを進めるための指針

【都市計画とは】

市民生活の向上とともに、都市がバランス良く健全に発展していくために、
・住宅地、商業地、工業地などの望ましい土地利用のあり方
・道路や公園など、生活や産業を支える施設整備
・望ましいまちの実現に向けた市街地の整備
など、総合的・計画的に、まちづくりを推進すること

●都市計画マスタープランの位置づけ

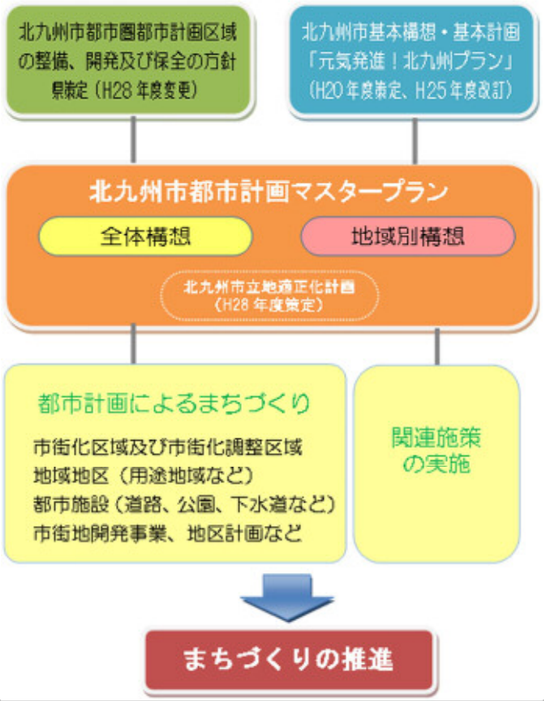

北九州市都市計画マスタープラン改定の背景と見直しの視点

●改定の背景

◆現計画
➢ 平成 15 年度に全体構想、平成 17～21 年度に地域別構想を策定
➢ 「街なか」の重視（=コンパクトなまちづくり）を都市計画の方針として明確化

◆昨今の社会動向に対応した持続可能なまちづくりが必要
➢ 人口減少、少子高齢化社会の進展を見据えたまちづくり
➢ 災害対策のあらゆる分野で「減災」の考え方を徹底し、ハード・ソフトを組み合わせた国土・地域づくり

●都市に求められる役割

◆人口減少、少子高齢化社会に即したコンパクトなまちづくり
◆暮らし方や働き方など社会経済環境変化に即したまちづくり
◆都市の魅力や個性の向上と情報発信、主体的・自主的なまちづくり
◆市民や企業との協働によるまちづくり
◆“減災”の考え方に沿った災害に強いまちづくり
◆地球環境問題に積極的に取り組むまちづくり

●見直しの視点

◆基本的なまちづくりの方向性（=街なか重視）は継続
◆４つの視点を重視
➢ 「街なか重視」の考え方を一層強化したまちづくり
➢ 本市の成長戦略を支えるまちづくり
➢ 都市ストックを活用した効率的な都市整備
➢ 減災の考え方に即した災害に強いまちづくり

都市の動向と市民の意識

●人口減少、少子高齢化の進捗
➢ 1980 年の約 107 万人をピークに、2010 年には約 97 万人に低下
➢ 旧市街地部での人口減少が顕著
➢ 全国平均を上回る高齢化率（市 25% 全国 23%）

●市街地の拡大や旧市街地部の人口減少などにより産業空洞化➢ 街の活力、にぎわいが低下

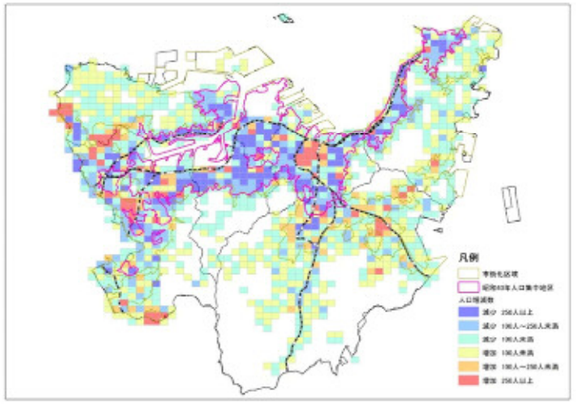

図 人口増減数（2000～2010 年）

●1960 年代以降、市街地の規模（面積）は増加
➢ ＤＩＤ区域（人口集中地区）は、郊外での宅地化が進み、1960 年から現在まで約 1.6 倍に拡大

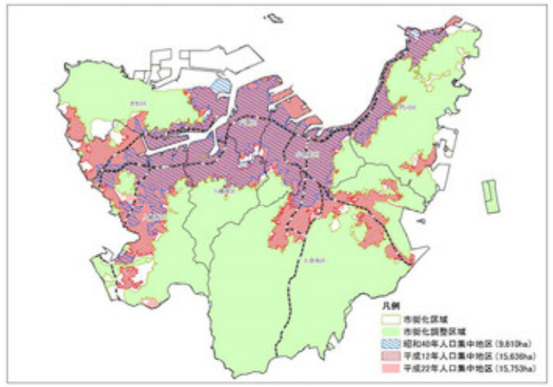

図 人口集中地区変遷図 （国勢調査）

●まちづくりに関する市民の意識

◆まちづくりの課題 ➢ 人口減少や少子高齢化の進展、街なかの商店街の衰退
◆整備要望 ➢ 高齢者や子育て世代にも利用しやすい公共施設の整備
災害に対する安全対策
◆住みたい場所 ➢ 生活に便利なまちの中心部、まちの中心の周辺部を望む人が多い
◆高齢期に住みたい場所 ➢ 日常生活の利便性が高い地域を望む人が多い

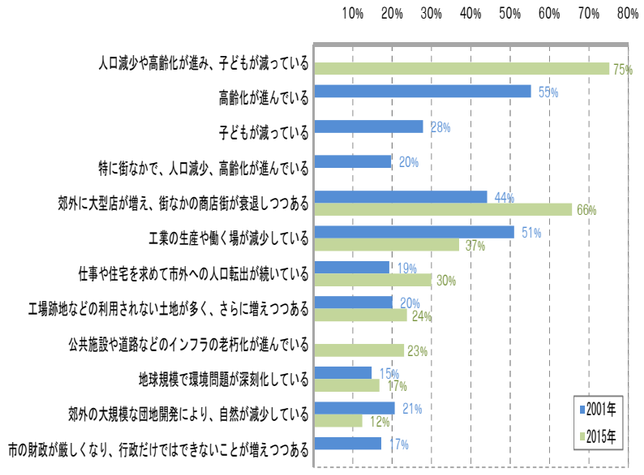

図 まちづくりの課題

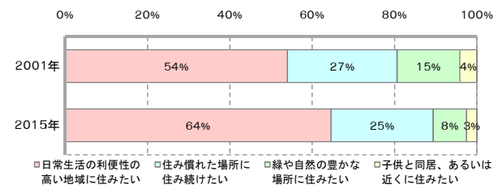

図 高齢期に住みたい場所

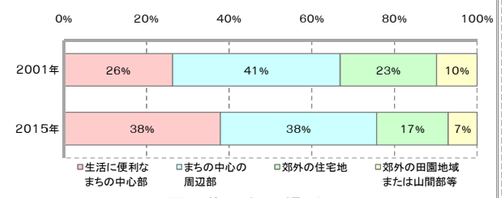

図 住みたい場所

都市計画の基本方針～基本理念と目標～

●都市計画の基本理念

豊かな「暮らし・産業・自然」を育む
多様な連携によるコンパクトなまちづくり

～都市ストックを生かし、緑や水が豊かにまもられ、
街なか※が生き生きと輝く世界の環境首都をつくる～

◆人口減少、少子高齢化の時代においても活力のあるまちを持続的に育んでいくために、今後ともコンパクトなまちづくり（=街なかを重視したまちづくり）を目指します。

◆コンパクトなまちづくりを推進するためには、公共交通網による拠点間の連携、都市間の広域的な連携などに加え、これらを支える市民や事業者と行政との相互連携が不可欠です。

◆これら多様な連携を複合的に推進することにより、市民生活の向上、産業の充実、自然環境の保全の取り組みを持続的に進め、世界の環境首都として本市の発展を未来に引き継いでいきます。

●都市の規模に対する考え方

◆人口
- ➢ 社会・自然動態が減少しており、引き続き人口減少が想定
- ➢ 社会動態をプラスに転じさせ、人口減少のスピードを緩める
  「国や県と一体となり、更にはオール北九州による多方面からの地方創生の取り組みを行うことで、社会動態をプラスに転じさせ、人口減少のスピードを緩めることに挑戦する（北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略より抜粋）」

＜国立社会保障･人口問題研究所による将来人口の見通し＞

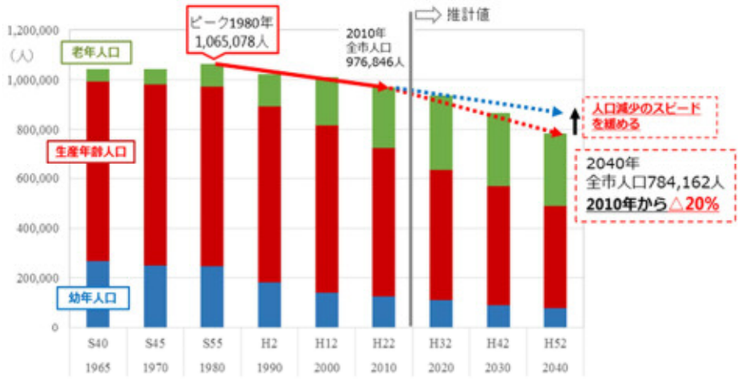

出典:『日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)』(H32～52)

◆産業
- ➢ 雇用の確保（数）と労働生産性（質）の向上を図るため、若者、女性、高齢者、障害者を含む多くの市民の雇用機会の創出、雇用のマッチングに取り組む

◆市街地の規模
- ➢ 効率的な都市経営を図るため市街地の面的な規模については、原則として拡大を抑制

（※）
「街なか」は、相対的に人口や産業の密度が高く、買い物の利便性が高く、都市基盤や公共施設などが充実し、公共交通の利便性が高い区域とします。北九州市の「街なか」では、旧 5 市時代から、医療、福祉、商業、公共交通（鉄道、バス）などさまざまな生活を支える機能（施設やサービス）が多く形成されてきました。「街なか」の充実した生活支援機能は、高齢者や子育て中の人々にとって、より大きな利点となります。

●都市計画の目標

●すべての市民が健康で安心して暮らせるまちをつくる

人口減少、少子高齢化が進む社会において、すべての市民が健康で安心して生き生きと暮らせるようコンパクトなまちづくりを目指します。

◆人口減少、少子高齢化に対応した「街なか居住」を進めます。
◆買い物や交通など生活を支える都市機能を「街なか」に集積させるとともに、周辺市街地や市街化調整区域における開発の抑制を図ります。
◆すべての市民が安心して生き生きと暮らせる人にやさしいまちづくり、犯罪や事故等を起こりにくくする視点にたった安全に配慮したまちづくりを進めるとともに、地域の防犯・防災活動を促進します。
◆想定外の事態が起こり得ることを前提に、風水害や地震などの災害に対し、“減災”の考え方に即した、災害に強いまちづくりを進めます。

●にぎわいと活力があるまちをつくる

都市活力の再生に向けて、産業活動および人、もの、情報の交流が活発な、にぎわいと活力のあるまちづくりを目指します。

◆本市の特性を活かした次世代産業拠点の形成、交通利便性の良いインターチェンジ周辺地等の物流・生産用地としての活用を促進します。
◆既存の工業や商業の振興を深めるとともに、子育て・生活の質を支える産業や高齢者の健康増進・生活支援を行う産業など街なかにふさわしい産業集積・機能強化を進めます。
◆情報などの交流を活発にするために、交流が集中する小倉都心地区をはじめとする地域拠点の形成、周辺都市との連携促進など、交流機能の強化に向けたまちづくりを進めます。

●訪れたいまち、住みたくなるまちをつくる

山と水辺の恵まれた自然と、地域ごとに特色ある歴史、文化、産業などを形成してきた街が近接している北九州市の特性を活かして、訪れたいまち、住みたくなるまちを目指します。

◆地域の資源や特色、観光資源などを活用しながら、観光都市としての魅力とイメージを高めていきます。
◆将来都市構造に対応した、持続可能な公共交通ネットワークの構築や幹線道路の整備などにより、利用しやすい都市交通ネットワークの形成を進めます。

●環境にやさしいまちをつくる

まちづくり全般において、地域の身近な環境から地球環境まで、あらゆる面で環境に配慮していく、環境にやさしいまちづくりを目指します。

◆都市基盤や公共施設、土地資源や産業集積など本市の豊富な都市ストックを活用し、効率的・効果的な都市整備を進めていきます。
◆北九州市の特性を活かして、世界の環境首都としての低炭素社会の実現や、生物多様性保全の推進と快適な生活環境の確保など、持続的な発展が可能な都市づくりを進めていきます。

●市民、行政、多様な主体が連携したまちづくりを進める

市民が主体となり、市民、企業、行政などが、知恵と力を合わせて取り組むことができる、市民、行政、多様な主体が連携したまちづくりを目指します。

◆市民の主体的な参加や自主的な活動に基づき、目的やルールを共有し、役割分担を適切に行いながらまちづくりを進めるとともに、行政が担ってきた取組に、民間の力を活用していくまちづくりを進めます。

都市空間形成の基本方向～基本方針、土地利用方向性、将来都市構造～

●都市空間形成の基本的な方針

◆集約型都市構造の形成

持続可能な都市づくりを進めるため、既存ストックの活用や公共交通の維持の視点も踏まえ、既に都市機能や人口が集積している拠点やその周辺の公共交通利便性の高い既成市街地において、その集積の維持・向上を進めていきます。

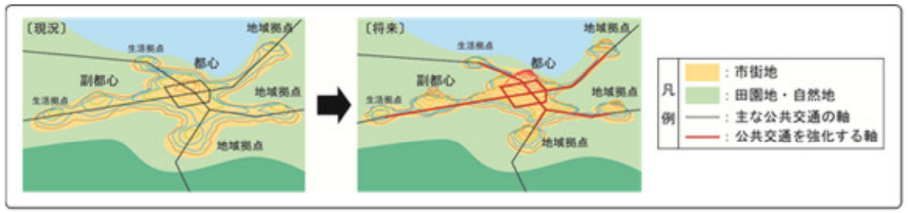

◆階層構造の拠点形成

都心、副都心、拠点地域においては、都市全体の更なる魅力の向上や活力の維持に向けて、各拠点の役割を明確にし、都市機能の維持・集積を図っていきます。

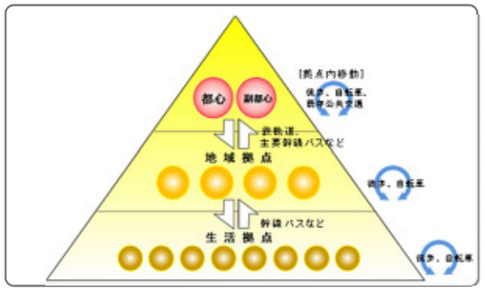

◆交通網ストックを生かした交通軸形成

街なかにおける各拠点が連携し、相互補完機能を高めるため、既存の公共交通網を主体とした交通軸を骨格とする機能的な都市構造の形成を図ります。

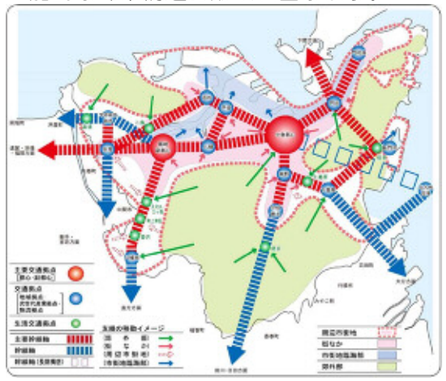

●土地利用の基本方向

◆市街地ゾーンにおける都市機能の集積と良好な都市環境形成

市街地ゾーンは、概ね現在の市街化区域の範囲を基本として、拡大を抑えていきます。

➢ コンパクトなまちづくりの推進～街なかの重点化

相対的に人口や産業の密度が高い街なかを重視した集約型の都市構造形成を進めます。コンパクトなまちづくりを進めるため、街なかの用途地域の変更や容積率の緩和により、街なか居住を促進するとともに、街なかの周縁部に位置する鉄軌道駅周辺について、公共交通軸沿線型の市街地形成を検討していきます。

➢ 市街地臨海部の活用・再生

新産業や物流機能の増進を図るため、低・未利用地の有効活用を進めます。また、街なかに隣接する臨海部では、街なかとの連携、役割分担を明確にし、低・未利用地の土地利用転換などを進めます。

➢ 周辺市街地における生活環境の維持

住環境や交通環境の維持を図るとともに、街なかの取り組みと連動し、区域区分や容積率等の見直しを検討していきます。また、斜面地住宅において、防災上・居住環境上の課題を抱える区域の居住のあり方について、長期的なまちづくりの観点から検討を進めます。

◆自然・田園ゾーンにおける保全と活用

自然・田園ゾーンは、概ね現在の市街化調整区域の範囲を基本として、原則として開発を抑制します。

➢ 適切な土地利用の誘導

都市と自然とが共生・調和する、快適で魅力あるまちづくりを進め、緑地、水辺、農地、森林などの保全を図っていきます。

また、自然とふれあう場の整備や雇用創出、交流人口の拡大に貢献するなど市の成長戦略に基づいた政策については、円滑な推進を図るとともに、適切な土地利用の誘導を図っていきます。

●将来都市構造

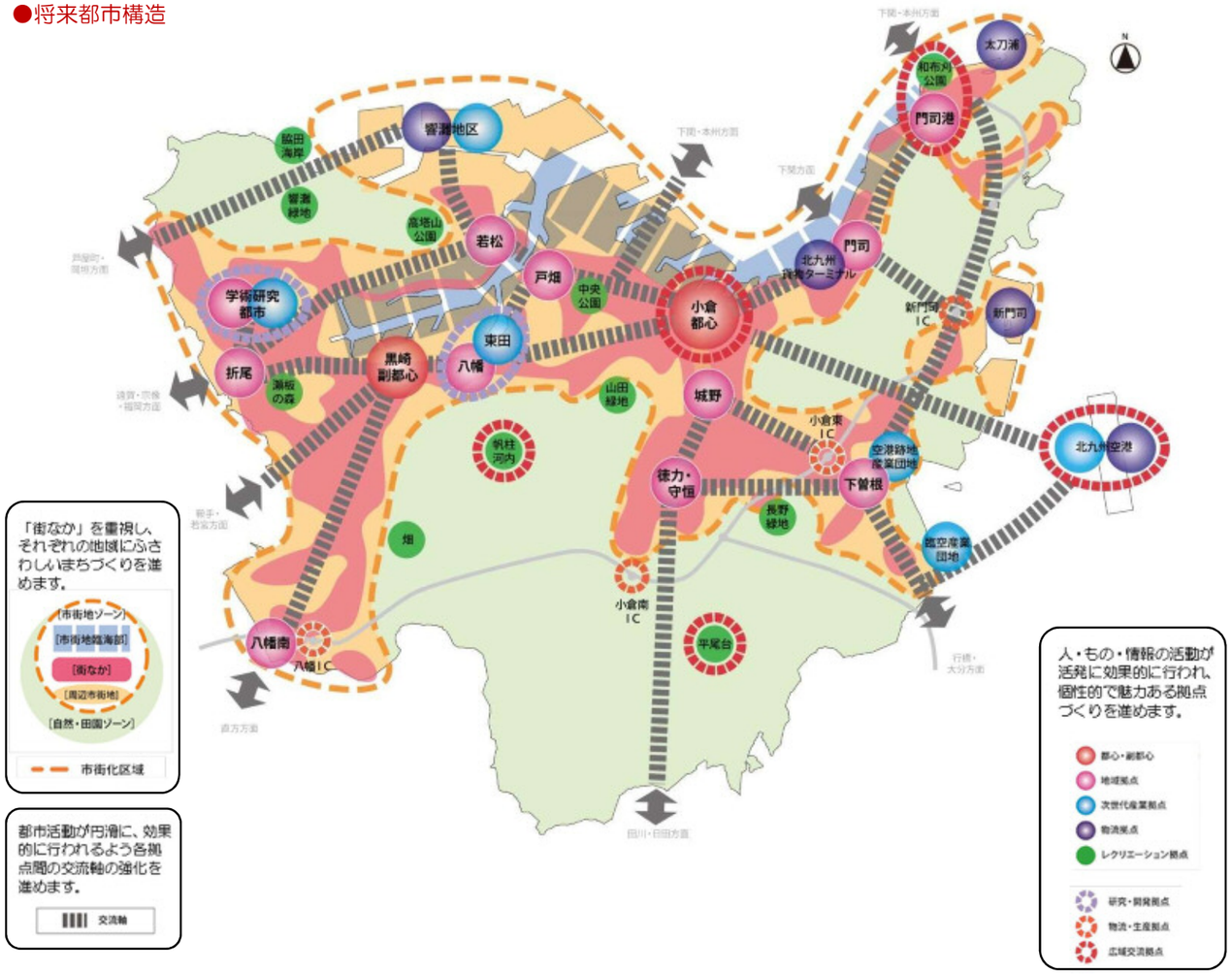

◆北九州市立地適正化計画との関係

	都市計画マスタープラン			立地適正化計画
[市街地ゾーン] [市街地臨海部] [街なか] [周辺市街地] [自然・田園ゾーン]	市街地臨海部		都市や都市近郊の海を臨む区域（ウォーターフロント）。	－
	街なか		買い物や公共交通等の生活利便性が高く、都市基盤や公共施設などが充実し、一定の人口密度を維持する区域。	居住誘導区域
		都心・副都心	本市や周辺自治体の中核として高次の都市機能の集積・維持・向上を図る地域。	都市機能誘導区域
		地域拠点	本市の中核として高次の都市機能の集積・維持・向上を図る地域。	
	周辺市街地		長期的には、人口の低密度化が想定される。地域コミュニティ機能や住環境を可能な限り維持する区域。	居住誘導区域外の市街化区域
	自然田園ゾーン		市街化調整区域に相当する区域	－

都市空間形成の基本方向～まちのイメージ～

まちづくり形成のイメージ

住み良い街なか

◆「拠点」のイメージ
○産業や都心居住など多様な機能が高度に集積している　○集中する人や車に対応できる
○訪れたくなる魅力が豊かで、交流が活発に行われる

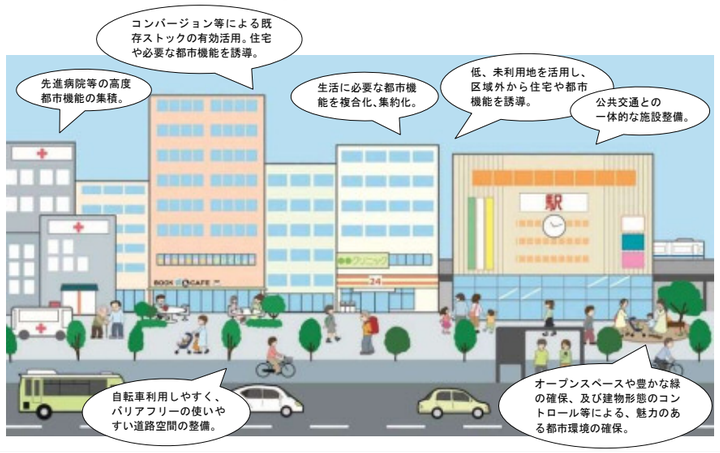

◆「街なか」のイメージ
○多くの人が便利に永く住むことができ、コミュニティ活動も活発に行われる
○障害のある人や高齢者、子育て世代や働く女性も暮らしやすい　○歩いて便利に暮らせる

まちづくり形成のイメージ

周辺市街地

◆「周辺市街地」のイメージ
○ゆとりのある生活環境が形成される　○郊外の緑や水辺のアメニティが豊か

自然・田園ゾーン

◆「自然・田園ゾーン」のイメージ
○田園環境と調和する生活環境　○自然の緑や水辺のアメニティが豊か

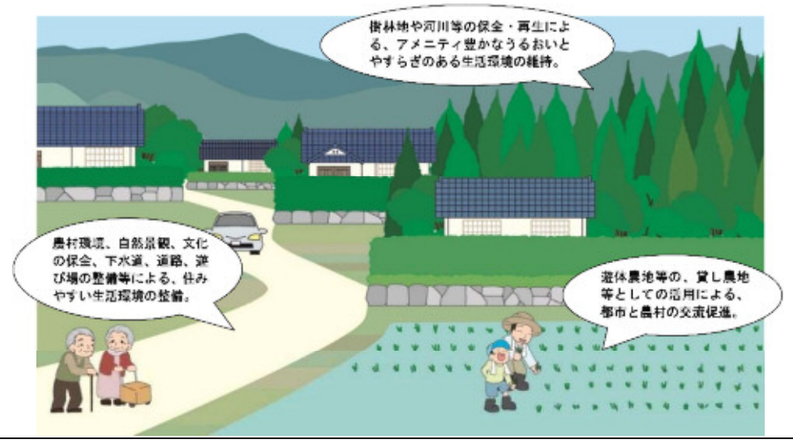

市街地臨海部

◆「市街地臨海部」のイメージ
○先進的なモデルとなる特色ある工業地域が形成される　○海辺のアメニティが豊か
○新しい都市型産業や居住が創出される

部門別の基本方針～土地利用～

●部門別の基本方針

部門別の基本方針は、まちづくりの目標や都市構造・都市空間を実現するために必要な、都市計画分野の取り組みに関する方針です。

既存の複数の拠点や交通利便性を活かし、住宅や生活利便施設がコンパクトに集約した都市構造の実現に向け、「都市空間形成の基本方向」に基づき、８つの分野について基本的な方針を定めます。

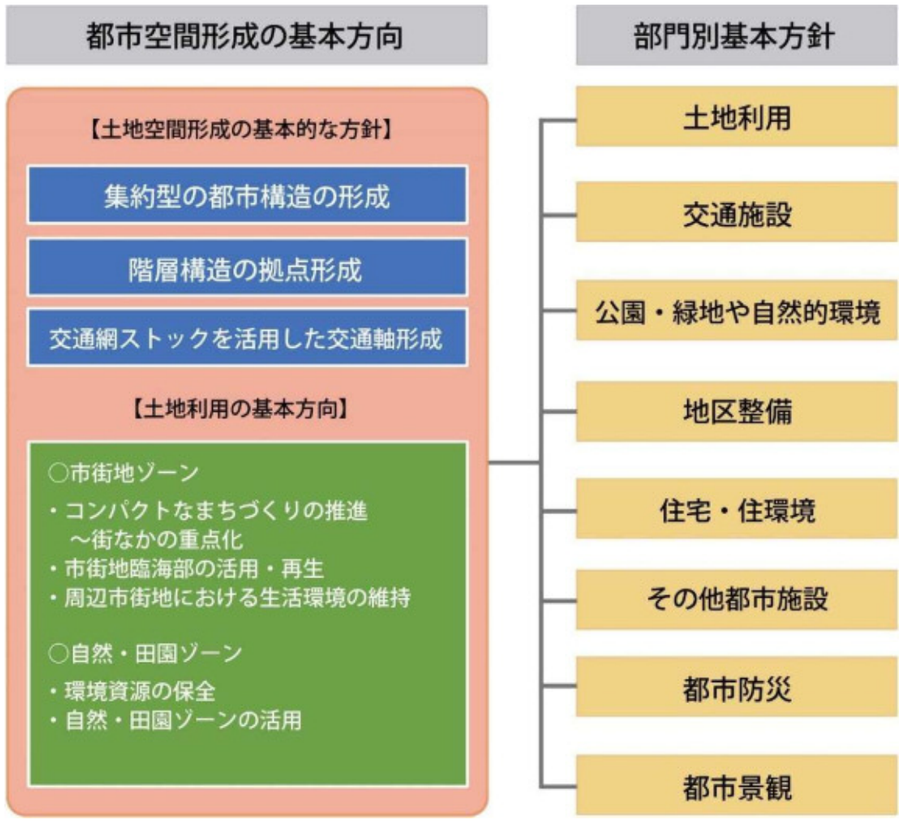

●土地利用に関する方針

◆住宅系土地利用

- ➢ 新たな住宅需要に対しては、街なかで確保していくことを基本とし、居住誘導の受け皿として都市機能の複合的利用に配慮した中高密度の住宅を中心とする土地利用を進めます。
- ➢ 周辺市街地では、人口の低密度化の進展や地域の状況を踏まえながら、ゆとりある居住環境形成に向けた土地利用を進めます。

◆商業・業務系土地利用

- ➢駅など交通利便性の高い地区では中高密度の土地利用を進めます。特に、小倉都心・黒崎副都心では、集客力のある商業・サービス産業や経済・行政の中心にふさわしい高密度で複合的な土地利用を進めます。
- ➢街なかでは、日常的な生活利便施設が確保された商業・業務地づくりを進めます。
- ➢市街地臨海部では、企業の動向を踏まえ、海辺の親水空間と調和した商業・業務系土地利用を誘導します。

◆工業系土地利用

- ➢臨海部の工業や港湾機能の維持・増進を図るべき区域では、引き続き工業・港湾機能の増進を図るとともに、次世代産業の受け皿として計画的な土地利用を進めます。
- ➢内陸部に位置するインターチェンジ周辺等の交通利便性の高い地域は、自然や田園環境に配慮しながら、物流・生産の工業系土地利用として計画的な土地利用転換を図ります。また、開発にあたっては、基盤整備等の効率化を図るため、一体的・総合的な活用を誘導します。

◆自然的土地利用

- ➢ 都市公園等の公共緑地の適切な配置を進めるとともに、都市環境や風致の維持向上に必要な民間緑地等の保全を図ります。
- ➢ 市街化調整区域における市街化や大規模開発は、市の成長戦略に基づく拠点整備や集落の活性化を行う場合を除き、原則として抑制していきます。

土地利用に関する方針

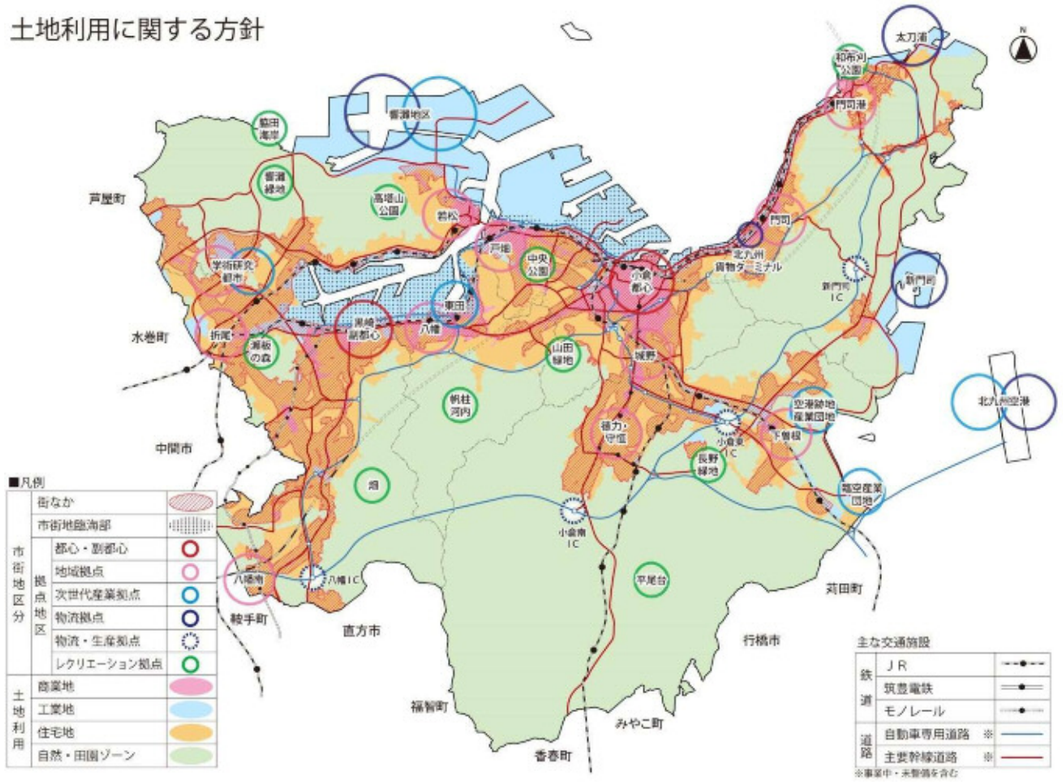

●交通施設に関する方針

◆安全・安心な暮らしを支える交通体系の構築

- 街なか居住を支える交通施設の充実（効率的な交通ネットワークの形成、公共交通ネットワークの再編）
- 快適に歩ける生活道路や人にやさしい交通施設の整備（歩行者、自転車、自動車が共存できる道路整備、バリアフリー化）
- 安全安心な生活を支える生活道路の整備（緊急活動を支える道路整備、交通安全対策）
- 日常生活を支える交通手段の確保（公共交通空白地域における日常交通手段の確保・維持）

◆物流拠点都市の形成や広域的な交流・連携の活発化に向けた交通体系の構築

- 拠点地区における住宅・産業開発プロジェクトを支援する交通施設の整備（拠点間の連携強化、産業立地を支える交通基盤整備　等）
- 効率的な物流など産業を支える交通施設の整備
- 広域的な交流や地域連携を促進する交通施設の整備（北九州、福岡空港の連携強化）

◆利用しやすい快適な交通体系の構築

- 「観光まちづくり」を支援する交通施設整備（観光地までのアクセス強化や案内情報の充実）
- 交通結節機能の強化（都心と副都心のバス交通機能強化　等）
- 役割に応じた道路機能の適正化（防災、バリアフリー、にぎわいなどに関する機能強化）

◆ストックを活かし、自然保護や地球環境に配慮した交通体系の構築

- 既存の交通施設などを活用した効率的・効果的な交通体系の再整備（都市計画道路の見直し　等）
- 地球環境に配慮した自動車交通の抑制
- 自然・田園ゾーンにおける自然保護や生態系維持に配慮した道路整備

◆市民・企業・交通事業者・行政の役割を明確にした交通施策の推進

- 市民ニーズに基づく道路改良
- 協働による維持・管理
- ソフト的な交通施策の推進

交通施設に関する方針

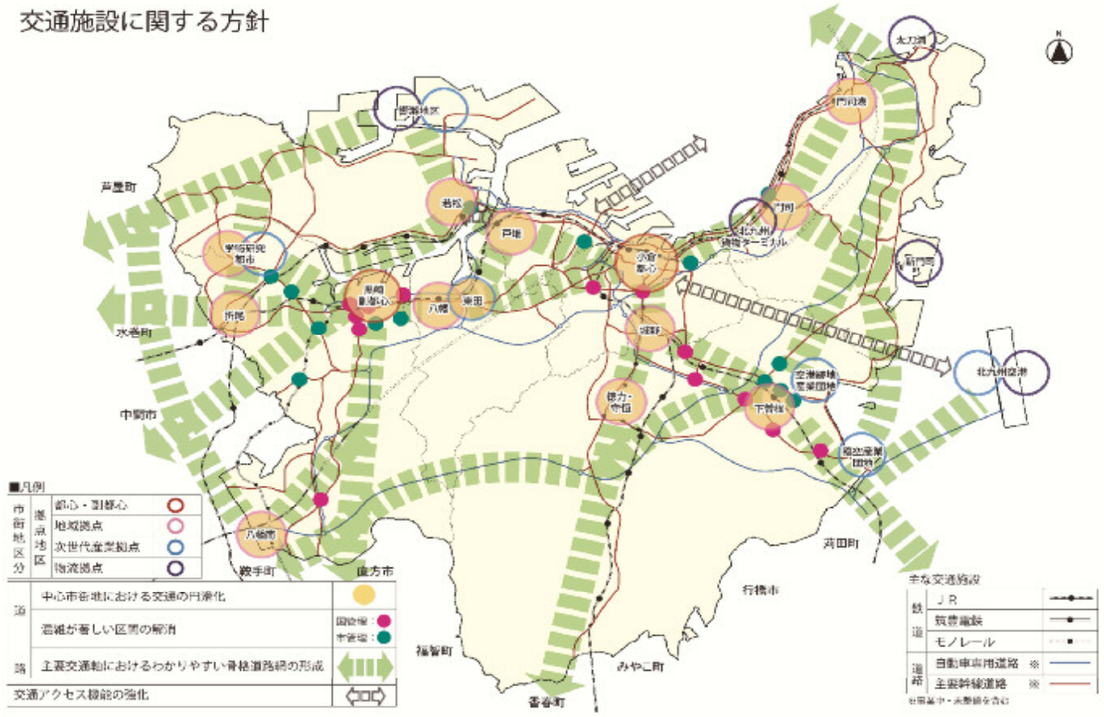

※北九州市環境首都総合交通戦略、北九州市道路中長期計画を基に作成。

交通施設に関する方針（公共交通系）

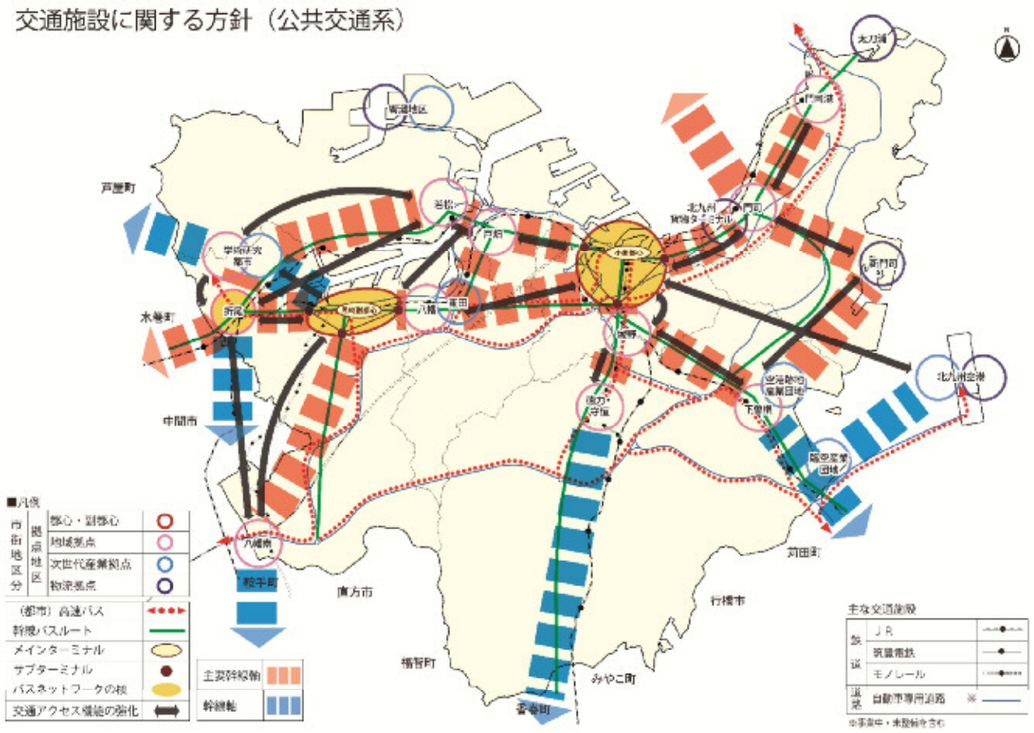

※北九州市環境首都総合交通戦略、地域公共交通網形成計画を基に作成。

部門別の基本方針～公園・緑地や自然的環境、地区整備～

●公園・緑地や自然的環境に関する方針

◆日常的に利用できる身近な公園・緑地の充実
- ➢ 街なかにおける快適な市街地環境形成のための緑地促進
- ➢ 街なかにおける防犯・防災機能向上のための公園・緑地整備（見通しの確保などの防犯対策　等）
- ➢ 人にやさしい公園・緑地の整備（子育てや高齢者の健康増進などニーズに対応した公園づくり）

◆産業エリアや交流拠点の快適性を高める公園・緑地や自然的環境の整備
- ➢ 商業・業務地における快適な環境形成のための緑地整備（屋上緑化や壁面緑化の増進　等）
- ➢ 臨海部の工業地における緩衝機能や快適な環境形成のための緑地整備

◆北九州市のイメージを高めていく公園・緑地や自然的環境の整備
- ➢ 拠点地区などにおける世界の環境首都のシンボルとなる緑化の推進
- ➢ 自然・田園ゾーンにおける山、海のパノラマ（眺望）の緑の保全
- ➢ 豊かな山地や海を活かした観光・レクリエーション機能の充実

◆環境共生の集約型まちづくりと生態系に配慮した自然や水と緑のネットワークの形成
- ➢ 市街化調整区域における緑地や水辺の保全
- ➢ 自然生態系と共生できる都市機能や都市環境の形成

◆自然のめぐみや緑のストックを活かした環境への負荷の小さい都市環境の形成
- ➢ 街なかにおける既存の公園を活用した効率的、効果的な再整備
- ➢ 街なかにおける市街地環境の向上をもたらす緑や水辺の活用

◆協働による公園・緑地の充実や自然の保護
- ➢ 市民ニーズやコミュニティ活動に基づく協働の仕組みづくり

公園・緑地や自然的環境に関する方針

※北九州市緑の基本計画を基に作成。

●地区整備に関する方針

◆住宅や生活支援機能の充実に向けた地区整備
- ➢ 街なかにおける住宅供給や生活支援機能の充実に向けた市街地整備
- ➢ 街なかにおける安全性、防犯性の向上の必要性が高い地区の整備
- ➢周辺市街地における無秩序な開発の防止

◆産業機能や高次都市機能の集約・拠点形成に向けた地区整備
- ➢ 産業特性やニーズに的確に対応した産業基盤整備の必要性が高い地区の整備
- ➢ 拠点地区におけるにぎわいの再生や街なか産業の集積の必要性が高い地区の整備
- ➢ 港湾、空港、高速道路と連携して産業集積の必要性が高い地区の整備（物流・生産拠点の形成）

◆北九州市のイメージを高める地区整備
- ➢ 次世代にふさわしい優良な居住や都市環境形成のモデルとなる地区の整備

◆資源や自然的環境を有効に活用した環境共生型市街地整備
- ➢ 環境の負荷を低減する資源循環型まちづくりのモデルとなる地区の整備

◆協働による地区整備
- ➢ 市民や企業の提案に基づく地区整備

地区整備に関する方針

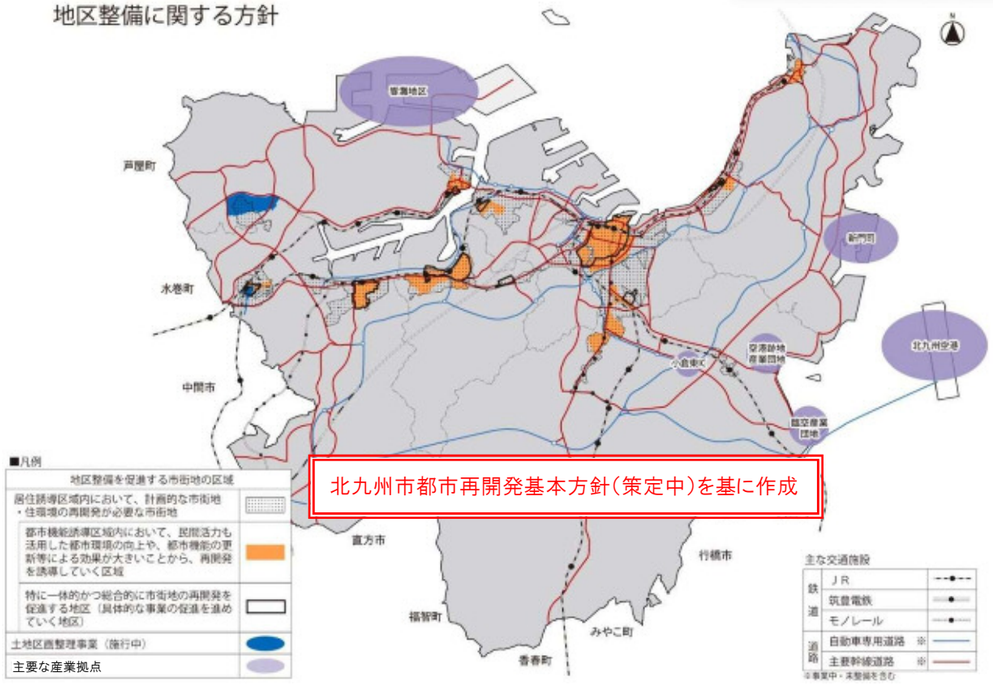

北九州市都市再開発基本方針（策定中）を基に作成

部門別の基本方針～住宅・住環境、その他都市施設、都市防災、都市景観～

●住宅・住環境に関する方針

◆街なか居住の促進に向けた住宅・住環境整備の総合的推進
- ➢ 街なかにおける住宅供給の促進
- ➢ 街なか居住を促進・誘導する支援対策の充実
- ➢ 子育て支援環境の充実
- ➢ 高齢者居住環境の充実
- ➢ 災害や犯罪に対する安全性を高めていくための住環境整備

◆拠点のにぎわいを支える都心居住の促進に向けた住宅・住環境整備
- ➢ 街なか産業の充実に向けた住宅機能の導入

◆地域の特性や資源を活かした魅力ある良好な住宅・住環境整備
- ➢ 地域資源を活かした住宅供給の促進（自然、文化、歴史などと調和した住まいづくり）
- ➢ 既に形成されている良好な生活環境の維持

◆ストックを活かし、環境に配慮した住宅・住環境整備
- ➢ 循環型社会に対応した住宅ストックの有効活用
- ➢ 街なかにおける土地ストックの合理的活用

◆協働による住宅・住環境整備
- ➢ 地域の合意と協力に基づく居住環境の維持・向上
- ➢ 民間と公共の協調による高品質な住まいづくり
- ➢ 市民との住情報の交流

●都市景観に関する方針

◆安心・快適に暮らせる都市景観形成
- ➢ 街なかの良好な住環境の保全、創出、活用による街なみ景観の形成
- ➢ 安心・快適に暮らせる都市景観の形成

◆地域の魅力や活力を増進する都市景観形成
- ➢ 臨海部の工業地における産業景観が海に映える産業景観の形成
- ➢ 街なかにおける魅力や活力を感じられる街なみ景観の形成

◆北九州市固有の景観や地域特性を高める魅力ある都市景観形成
- ➢ 都市景観が特に重視される地区における重点的な景観の形成
- ➢ 公共施設による先導的な景観の形成
- ➢ 安全で魅力的、個性的な夜間景観の形成

◆自然や歴史的環境など景観資源を活かした都市景観形成
- ➢ 自然環境、歴史的な環境の保全、活用による景観の形成

◆協働による都市景観形成
- ➢ 民間による建築や開発との連携による景観形成
- ➢ 市民の創意工夫を活かした景観の形成

●その他都市施設に関する方針

◆日常生活を支える都市施設の充実
- ➢ 街なかの利用しやすい場所への公共施設の再配置（更新時の複合化・多機能化）
- ➢ 安全・快適な下水道・河川の整備（計画的な予防保全による施設の長寿命化　等）

◆産業支援や拠点地区の育成に向けた都市施設の保全
- ➢ 産業の特性やニーズに応じた都市施設の整備
- ➢ 都心や副都心における高次な機能をもつ都市施設の充実
- ➢ 産業再生を支援する都市施設の充実（中心商業地と商店街へのアクセス・回遊性向上）
- ➢ 新しい拠点育成を支援する都市施設の整備

◆都市の魅力をアピールする都市施設の整備
- ➢ 魅力ある水辺空間の形成
- ➢ 「観光まちづくり」を支援する都市施設の整備（観光施設、国際化に対応した情報・案内機能の充実）

◆資源循環型のまちづくり向けた都市施設の整備
- ➢ 効率的な供給・処理施設の整備（廃棄物の再利用や廃熱などの有効利用）

◆協働による都市施設の整備
- ➢ コミュニティを支える施設の充実（市民センターを中心とする地域コミュニティの充実）
- ➢ 市民ニーズやコミュニティ活動に基づく協働の仕組みづくり

●都市防災に関する方針

◆地震災害や火災に強いまちづくり（総合的な防災空間の整備）
- ➢ 街なかにおける防災空間の充実（延焼遮断空間や避難空間の確保　等）
- ➢ 災害時の緊急活動を支える施設の整備
- ➢ 既成市街地の面的な防災性の向上
- ➢ 地震や火災に対する建築物の安全化
- ➢ 防災活動の支援施設等の整備

◆風水害に強いまちづくり
- ➢ 風水害を予防するための開発のコントロール（宅地開発の規制、安全な地域への居住誘導　等）
- ➢ 風水害対策の推進

◆犯罪に強く安心して暮らせるまちづくり
- ➢ 防犯対策の充実
- ➢ 安全・安心を実感できる都市空間の形成

◆自然や地域資源の保護とストックを活かした安全なまちづくり
- ➢ 自然保護配慮し、自然の防災機能を活かした防災対策

◆協働による安全なまちづくり
- ➢ 防災に関する情報や地域防災力の強化（自助・共助による避難支援仕組みづくり　等）

※都市防災の推進にあたっては、特に「減災」の考え方に即した災害対策が必要です。